

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（休職者等の給与） 第23条 〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員<u>及び育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）には、その休職、配偶者同行休業又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</u> 3 〔略〕	〔同左〕 第23条 〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、<u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員</u>には、その休職、配偶者同行休業、<u>育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</u> 3 〔略〕

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。